

■ 自転車は車両の仲間です！

自転車は、幅広い世代が利用でき環境にも優しい乗り物ですが、自転車による事故は後を絶ちません。また、高額な賠償請求事案も発生しています。

自転車に乗るときはヘルメットを着用し、自転車保険に入りましょう。

※奈良県自転車条例（令和2年4月1日施行）

- 65歳以上のヘルメット着用は努力義務化
- 自転車保険は義務化

自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を走行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

■ 優良運転者など表彰申請のお知らせ

奈良県交通安全協会天理支部では、優良運転者などを選考し、秋の交通安全県民運動期間中に表彰します。

受付 5月9日(月)～31日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～5時

受付場所 奈良県交通安全協会天理支部(天理警察署内または田原本警察庁舎内)

表彰を受けられる資格

- ▶ 天理警察署管内に住所を有する運転免許保有者であること
- ▶ 自動車や原動機付自転車の運転を継続して行っていること

表彰の種別・基準

- ① 支部表彰…6年以上無事故・無違反、かつ運転免許停止処分を受けていないこと。
- ② ベストドライバー顕彰…上級顕彰受賞後1年以上経過し、10年以上無事故・無違反であること。
- ③ その他…緑十字銅章や近畿交通栄誉章については、お問い合わせください。

申請手続 所定の申請書(協会窓口にあります)に記入し、申請日から1ヵ月以内に自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書、運転免許証のコピーを添えて、奈良県交通安全協会天理支部(天理警察署内または田原本警察庁舎内)へ申請してください。

※ 表彰人数には制限があります。

今やろう！ 防災アクション



Vol.35

☎ 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

身近な防災対策～風水害への備え～

地震と異なり、風水害はある程度事前に予測できます。テレビやインターネットなどで「大雨警報」や「暴風警報」などの情報を得たときに、どれだけ「災害」を意識できるかが大切です。また、異変を察知したときは、避難行動や被害軽減のための行動に移せるかどうか、減災への大きなカギとなります。

台風が近づいてきたら(強風対策)

強風で飛ばされやすい屋外の物(植木鉢・物干しざお・ごみ箱など)は室内に入れるか固定します。自転車などはロープで固定しておきます。一時的に風雨が収まったように思っても、台風の目や吹き返しのため、引き続き警戒を怠らないようにしましょう。

大雨が降りだしたら(大雨対策)

リアルタイムの降雨情報や河川水位情報を収集しましょう。日ごろから情報源を確認しておき使い方を知っておくことが大切です。床上浸水の恐れがあるときは、家財道具など大切なものは2階へ上げておきます。余裕がないときはすぐに避難しましょう。浸水の恐れがある場所では土のうや止水板などを用意してください。地下室は外の様子が分からないため、浸水すると大変危険です。

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験を実施します

緊急時における町民への情報伝達を確実にするため、全国瞬時警報システム(Jアラート)の動作確認を全国規模で行います。田原本町では、同報系防災行政無線(屋外スピーカー)や災害電話サービスを用いて訓練を実施します。※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

実施予定日時 5月18日(水)、8月10日(水)、11月16日(水)、令和5年2月15日(水)(それぞれ午前11時ごろ) ※訓練内容や実施日時が変更、中止となる場合があります。
放送試験内容 町内46カ所の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

- ① 上り4音チャイム
- ② 「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返す)
- ③ 「こちらは田原本町です」
- ④ 下り4音チャイム

消費生活ニュース



18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル

☎ 総合窓口課戸籍住民・年金相談係 ☎ 34・2087

4月に成年年齢が、20歳から18歳に引き下げられました。全国の消費生活センターなどに寄せられた相談から、新たに成年になる18歳・19歳に、特に気を付けてほしい最新の消費者トラブルを紹介します。

こんなところに気を付けよう！

- ① 副業・情報商材やマルチなどのもの、**うけ話**、**トラブル**
 確実にもうかる話はありません。「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- ② エステや美容医療などの**美容関連**、**トラブル**
 その場で契約・施術をしない。施術前にリスクなどの説明を十分に受けて検討する。
- ③ 健康食品や化粧品などの**定期購入**、**トラブル**
 注文前に返品・解約の条件を確認する。低価格を強調する広告は詳細を確認する。
- ④ 誇大な広告や知り合った相手から**の勧誘**など、**SNS**きっかけ**トラブル**
 SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されてトラブルになることもある。
- ⑤ 出会い系サイトやマッチングアプリの**出会い系**、**トラブル**
 出会い系サイトやマッチングアプリなどの規約をよく確認し、相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- ⑥ デート商法などの**異性・恋愛関連**、**トラブル**
 相手の好意は、商品を買うための手段であることも。
- ⑦ 就活商法やオーディション商法などの**仕事関連**、**トラブル**
 必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、はっきりと断る。
- ⑧ 賃貸住宅や電力の契約など、**新生活関連**、**トラブル**
 賃貸住宅の退去時の条件などもしっかり確認する。
- ⑨ 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの**借金・クレジット**、**トラブル**
 カットオフしてまで契約すべきものかよく考える。手数料が発生するリボ払いに注意する。
- ⑩ スマホやネット回線などの**通信契約**、**トラブル**
 勧誘を受けた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容、解約時の条件などを確認する。

少しでもおかしいと思ったら、消費者ホットライン188に相談してください。

消費生活相談

商品やサービスに関する相談

日時 毎週火・金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後3時

担当 消費生活相談員

相談方法 電話

☎ 32-2901 (内線174)

Pick UP 町公式Instagram



田原本町公式Instagramの2・3月の投稿から、広報担当者イチ押しの写真を紹介します。



畦道を歩いて…今日は気持ちいい天気



高齢者クラブの皆さんが学習の成果を発表！いずれも力作揃いです！



タワラモンがお散歩するトン♪桜がだんだん咲いてきたトン♪

人、モノ、風景、イベントなどを「#たわらもとfun」をつけて投稿しています。

右のQRコードからフォローをお願いします。

